

警備業法第10条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「第10条」を「第10条第1項」に、「および」を「及び」に改める。

第1条中「第10条」を「第10条第1項」に、「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「および」を「及び」に、「行なうにあつては」を「行うに当たっては」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「たて」を「楯」に改め、同条第2号中「および」を「及び」に改め、「以下同じ。）」の次に「、警戒杖(長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒(白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限り。))をいう。以下同じ。))及び非金属製の楯(縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの(楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。))に限り。以下同じ。))」を加える。

第3条を次のように改める。

(携帯の制限)

第3条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

第3条の次に次の2条を加える。

(警戒杖の携帯の制限)

第4条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

(1) 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務(指令業務を除く。)

(2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第1条第1項に規定する常駐警備業務(警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。)

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設

エ 国会関係施設及び政府関係施設

オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務(非金属製の楯の携帯の制限)

第5条 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

(1) 前条第1号から第3号までに掲げる警備業務

(2) 前号に掲げるもののほか、規則第1条第1項に規定する常駐警備業務(深夜(午前零時から日の出までをいう。))において行われるものに限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

